

税の申告受付

お早めに準備を **町の申告受付期間▶ 2月17日(月)～3月17日(月)**

令和7年度分の町・県民税と令和6年分の所得税の申告受付を下記の日程で行います。
 行政区ごとに午前・午後で日程を分けさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。
 ※マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。また、体調不良の方はご遠慮ください。

町の申告受付日程表

混雑状況によっては、**対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合や**、対象の行政区でない方は**受付をご遠慮いただく場合がございます。**

月日	対象区		会場
	午前 8時50分～11時30分	午後 1時～4時	
2月17日(月)	矢那瀬上郷区	矢那瀬下郷区	役場 3階 大会議室
18日(火)	小坂区	滝の上区	
19日(水)	宮沢区	大字井戸の各区・風布区	
20日(木)	岩田区	辻区・杉郷区	
21日(金)	長瀬上区	上長瀬区	
25日(火)	長瀬区	大木小路区	
26日(水)	五区	長瀬宝登山区	
27日(木)	下山区	上宿中宿区・原区	
28日(金)	下宿区	根岸区	
3月3日(月)	石原区・下袋区	上袋区	
4日(火)	上袋区		
5日(水)	中野上区		
6日(木)	大字矢那瀬 野上下郷の各区		
7日(金)	岩田区		
10日(月)	大字長瀬の各区	全町対象	
11日(火)	大字本野上の各区		
12日(水)	大字中野上・井戸 風布の各区		
13日(木)	全町対象		
14日(金)	全町対象		
17日(月)	全町対象		

※混雑の状況により、対象の行政区の方を優先して案内する場合があります。

町・県民税(住民税)の申告

申告は、令和7年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。

扶養されている方や収入のない方でも、申告されないと所得状況を確認できないため、所得証明が発行できないほか、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税の軽減措置や、児童手当、就学奨励費などの審査ができなくなることがあります。

申告が必要な方

原則として、令和7年1月1日現在、町内に住所があり、令和6年中(令和6年1月～12月)に所得があった方は申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。

- ①所得税の確定申告をされた方
 ※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
- ②給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方

③公的年金等の支払を受けている方

※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告が必要です。(町・県民税は所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。)

なお、次に該当する方は、申告してください。

- 給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
- 収入がなかったが、国民健康保険などに加入している方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明書が必要な方

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

